

# 議決した条例関係議案

二月八日と二十三日の本会議において市長から条例制定議案二件及び条例の一部を改正するための議案六件が提出されました。議案では審議の結果、条例制定議案は多数の賛成により、条例の一部を改正するための議案は総員の賛成により可決しました。

議案の内容は次のとおりです。

## 《新たな条例》

◎鎌倉市国民保護対策本部及び鎌倉市緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が昨年九月十七日に施行されたことに伴い、都道府県及び市町村において、武力攻撃を初めとする緊急事態への対処措置を推進するための対策本部の設置が義務付けられたため、鎌倉市国民保護対策本部及び鎌倉市緊急対処事態対策本部に關し必要な事項を定めるものです。

◎鎌倉市国民保護協議会条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が施行されたことに伴い、都道府県及び市町村において、国民保護協議会の設置が義務付けられたため、鎌倉市国民保護協議会の組織及び運用に關し必要な事項を定めるものです。

## 《条例の一部改正》

◎鎌倉市火災予防条例

火災警報の発令時における火の使用制限に係る規定に、山林、原野等における喫煙の禁止を追加するほか、危険物の規制に關する政令の一部改正に伴い、所要の措置をするものです。

◎鎌倉市スポーツ施設条例

市民の利用機会の拡大を図るため、水泳プールを除くスポーツ施設について、現行の毎週月曜日に閉場していたものを、毎月最終月曜日を除き開場とするに改めるとともに、スポーツ施設予約システムの導入に伴い、使用許可申請団体の事前登録義務を削除するほか、所要の規定及び表現の整備を行うものです。

◎鎌倉市宮住宅条例

単身入居に係る高齢者の年齢を五十歳から六十歳に引き上げるほか、単身入居が可能な者の範囲を精神障害者、知的障害者及びドメスティックバイオレンス被害者にも拡大し、あわせて規定の整備を行うものです。

◎鎌倉市都市公園条例

四月一日から十月三十一日まで限り、笛田公園野球場の早朝利用ができる旨の規定を設けるものです。

◎鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例及び鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

以上二件については地方自治法の一部が改正され、「調整手当」の廃止と「地域手当」が新設されたことに伴い、現在「調整手当」の支給にあたって、同法を根拠としている関係条例について、「調整手当」を「地域手当」に改め、また、市長、助役、収入役及び教育長の給料月額を、平成十八年四月一日から市長の任期満了まで、減額に關する特別措置を設けるものです。

また、二月二十三日と三月二十三日の本会議において市長から新たな条例制定の議案一件と

◎鎌倉市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例

障害者自立支援法の施行に伴い、障害者は、市町村に設置される障害者介護給付費等の支給に関する審査会による判定を経て、障害者程度区分等の認定を受けて新しい障害者サービスの支給決定を受けることとなるため、この審査会の委員定数を定めるものです。

## 《新年度予算に關連する条例の一部改正》

◎鎌倉市小児の医療費の助成に關する条例

少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、通院に係る医療費の助成を小学三年生まで、所得制限を設けて拡大するものです。

◎鎌倉市中心身障害者の医療費の助成に關する条例

障害者自立支援法の施行に伴い、本市に住居登録のない市外の施設に入所している本市の国民健康保険加入者を助成の対象にするものです。

◎鎌倉市国民健康保険条例

障害者自立支援法の施行に伴い、任意給付として支給してきた精神・結核医療付加金を廃止するほか、保険料納付組合に対する奨励金についても廃止するものです。

◎鎌倉市介護給付準備基金条例

介護保険法の改正に伴い、地域支援事業が新たに設けられ、本事業における費用に不足が生じたときに、介護給付と同様に当該基金から財源充当ができるようにするものです。

◎鎌倉市介護保険条例

第一号被保険者の保険料基準額を引き上げるとともに、保険料率の区分を八段階方式にし、十八、十九年度の保険料率の負担を軽減する特別措置を設けるものです。

◎鎌倉市議会政務調査費の交付に関する条例

議員の市政に関する調査研究活動の効果的で弾力的な運用を図るため、交付対象を会派から議員に変更するものです。

◎鎌倉市議会政務調査費の交付に関する条例

議員の市政に関する調査研究活動の効果的で弾力的な運用を図るため、交付対象を会派から議員に変更するものです。

## 《新年度予算に關連する条例の一部改正》

◎鎌倉市小児の医療費の助成に關する条例

少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、通院に係る医療費の助成を小学三年生まで、所得制限を設けて拡大するものです。

◎鎌倉市中心身障害者の医療費の助成に關する条例

障害者自立支援法の施行に伴い、本市に住居登録のない市外の施設に入所している本市の国民健康保険加入者を助成の対象にするものです。

## 陳情の議決結果

【採択した陳情】  
 ◇鎌倉市玉縄二丁目急傾斜地崩壊危険区域に隣接する開発計画についての陳情

陳情の要旨は、玉縄二丁目の急傾斜地の宅地造成工事によって引き起こされる土砂崩落の危険を事前に防止し、開発計画と工事全般について厳正な審査と指導を行い、工事着工後も適正な施工がなされるよう定期的点検を願いたいというものです。

市からの説明では、当該急傾斜地の崩落対策工事は平成二年にほぼ完了しており、昨年十月、開発事業者から鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に關する条例に基づく事前相談申請書が提出されましたが、事業計画の一部に急傾斜地崩壊危険区域を含んでいることから、神奈川県藤沢土木事務所への協議を指示したところ「崩落対策工事はすでに完了し、宅地造成予定地は既存擁壁からの距離も離れており、本開発事業による崩落の影響はない」との見解が示されました。十一月には土木事務所より急傾斜地崩壊危険区域内行為許可書の交付を受け、現在、本市あて、開発行為許可申請及び宅地造成に關する工事の許可申請書が提出されています。

この陳情で述べられている開発計画と工事全般について厳正な審査と指導を求めることについては、申請された内容が関係法令の許可基準に適合しているか慎重に審査を行っているところであり、また、工事着工後も適正な施工がなされるように定期的点検を求めることについては、法令により開発事業者が定める現場管理者が日常的な工事の管理を行うが、市としても、法令に基づき一定規模以上の擁壁工事、盛り土工事について、施工状況を明らかにした資料の提出を求め、現地で立ち合い検査等を行うなど適切に対応していくことになっていきます。

本市における当該開発計画の対応を踏まえ審査した結果、陳情者の急傾斜地の宅地造成工事による土砂崩落の心配はもつともなことであり、開発許可はこれからであるものの、陳情の趣旨に沿った本市の対応が必要であることから、建設常任委員会及び本会議において、総員の賛成により採択しました。

【不採択とした陳情】  
 ◇鎌倉市が斉藤建設を告発するよう尽力することを求めることについての陳情

鎌倉市事務分掌条例の改正に伴い、常任委員会の所管事項について所要の整備を図るものです。

◎鎌倉市議会政務調査費の交付に関する条例

議員の市政に関する調査研究活動の効果的で弾力的な運用を図るため、交付対象を会派から議員に変更するものです。

## 《新年度予算に關連する条例の一部改正》

◎鎌倉市小児の医療費の助成に關する条例

少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るため、通院に係る医療費の助成を小学三年生まで、所得制限を設けて拡大するものです。

◎鎌倉市中心身障害者の医療費の助成に關する条例

障害者自立支援法の施行に伴い、本市に住居登録のない市外の施設に入所している本市の国民健康保険加入者を助成の対象にするものです。

保護扶助の経費の追加  
 各特別会計の補正後の総額は次のとおりです。

◇下水道事業特別会計  
 八十七億九千三百五十万円

◇大船駅東口市街地再開発事業特別会計  
 三億一千五百二十万円

◇国民健康保険事業特別会計  
 百四十三億八千八百九十万円

◇老人保健医療事業特別会計  
 百六十五億三千二百五十万円

◇介護保険事業特別会計  
 九十七億二千八百七十万円

## 教育委員会委員

今定例会に、市長から教育委員会委員の選任についての議案が提出され、議案では多数の賛成により同意しました。

選任された方は、次のとおりです。

藤原敬子氏（梶原在住）  
 任期は平成十八年三月二十二日から平成二十二年三月二十一日の四年間です。

【訂正】第九十二号の記事「助役人事」の中で、両氏とも、任期は平成十七年十二月六日からとあるのは、平成十七年十二月七日の誤りでした。

## 編集後記

現在の委員による編集となつて、はや一年を迎えます。

これまでも議会広報の紙面について、より分かりやすくするために努力してきましたが、現在、改めて検討をおこなっているところです。

検討の一環として、昨年お願いした市政モニターアンケートの調査報告では、議会広報を毎回または時々読んでいる方は七割以上にのぼり、その役割の重さを実感しました。

同時に、一般質問の質問者の名前を掲載した方が良い、といった意見など、今後検討

議会広報委員会  
 委員長 萩原 栄枝  
 副委員長 納所 輝次  
 委員 久坂 くにえ  
 委員 高野 洋一  
 委員 前川 綾子  
 委員 原 桂  
 委員 高橋 浩司

## 音声版・点訳版かまくら議会だよりのご案内

鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、かまくら議会だよりの音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご利用希望の方は、お申し出ください。

お問い合わせ先

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 議会事務局議事調査担当  
 電話：0467(23)3000 内線2448 F A X：0467(23)5825  
 Eメール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp